

石川県理容美容専門学校評価実施規程

平成 31 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、本学建学の精神に基づき、教育目的及び社会的使命を達成するために、学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）を置き、自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、学校評価とは、学校教育法第 189 条（第 66 条、第 67 条、第 68 条）に規定する自己評価並びに学校関係者評価をいう。

(自己評価委員会の設置)

第 3 条 自己評価を適切かつ円滑に行うための組織として学内に自己評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事項)

第 4 条 委員会は、自己評価の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 自己評価の基本方針及び実施体制並びに実施方法の制定・改廃に関すること
- (2) 自己評価の評価基準項目に関すること
- (3) 自己評価報告書の作成に関すること
- (4) 自己評価結果に基づく改善策の提案に関すること
- (5) 自己評価結果の公表に関すること
- (6) その他自己評価の実施について必要な事項に関すること

(委員の構成)

第 5 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 評議員
- (3) 事務局長
- (4) その他校長が必要と認める者

2 委員会の議長は校長が当たる。

3 委員の人数は 8 人以内とする。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

5 委員は、再任することができる。

(自己評価の実施)

第 6 条 自己評価を実施する時期は、原則として、毎年度 9 月とする。

2 自己評価は、校長の指揮のもと、第 4 条で定める基本方針、実施体制に基づく責任と役割を教職員それぞれが十分認識し、誠実に取組まなければならない。

(委員会運営)

第7条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長には校長が就任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、又は、委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員会は委員長が招集する。
- 6 委員会は必要と認める場合に委員以外の者に出席を求めることができる。

(自己評価結果の活用)

第8条 教職員は、自己評価結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

(自己評価結果の報告)

第9条 校長は、自己評価結果を理事会に報告しなければならない。

(自己評価結果の公表)

第10条 校長は、理事会の承認を受け、自己評価結果を広く社会に公表しなければならない。

(学校関係者評価)

第11条 校長は自己評価の結果を本校の関係者により組織した学校関係者評価委員会（以下「関係者委員会」という。）に報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用しなければならない。

(関係者委員会の構成)

第12条 関係者委員会は、次の掲げる区分から校長が委嘱する委員により構成する。

- (1) 関連業界等関係者 2名以上
 - (2) 学校関係者・専修学校団体 1名以上
 - (3) 保護者・地域住民 1名以上
 - (4) 卒業生 1名以上
 - (5) 専門分野の関係団体 1名以上
 - (6) その他校長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。